

千葉県被保護者就労支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号、以下「法」という。）第6条に規定する被保護者に対する就労支援事業（以下「事業」という。）の円滑な実施のため、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 事業の目的は、法第55条の7の規定に基づき、被保護者のうち就労阻害要因がない稼働年齢層にある者に対し、就労支援実績の豊富な民間事業者等を活用し、地域企業等の求人開拓を行い、その情報を提供するとともに、就労支援セミナーの開催や個別支援などを行うことで就労を促進し、被保護世帯の自立を推進することとする。

（事業の実施）

第3条 事業の実施主体は、千葉県とする。

2 千葉県は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施するため、株式会社、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他千葉県が適当と認める民間団体（以下、「受託者」という。）に業務を委託して実施するものとする。

（支援対象者）

第4条 支援対象者は、被保護者のうち就労阻害要因がない稼働年齢層にある未就労の者及び就労中であっても、稼働能力の活用が不十分であると各社会援護課が判断し、増収指導等を行っている者とする。

（支援検討会）

第5条 各保健福祉センター社会援護課（中央保健福祉センター及び若葉保健福祉センターにおいては社会援護第一課及び第二課をいい、以下「各社会援護課」という。）は支援検討会を設置し、支援対象者の決定及び本事業の進捗管理等を行う。

2 支援検討会の構成員は各社会援護課長、課長補佐、査察指導員、地区担当員、就労支援員及び雇用開拓員とし、必要に応じて、被保護者就労準備支援事業の体験支援担当員や受入先開拓担当員、その他の関係者の参加を求めるものとする。

（事業期間及び支援期間）

第5条 本事業の事業期間は、1年間とする。

2 事業期間のうち、個々の支援対象者に対する就職の為の支援期間は、原則として6か月間とする。ただし、支援検討会の評価・判断により、最長3か月間の延長をすること

ができる。さらにその延長期間経過時点でなお集中的な支援を継続することで就労に結びつく可能性が高いと支援検討会が評価・判断した場合は、事業期間の1年間を超えない期間で延長することができる。

- 3 生活保護受給者等就労自立促進事業対象者の支援期間は、原則6か月間とする。ただし、ハローワークとの協議により、3か月間の延長をすることができる。
- 4 支援対象が就職した後の就労継続（生活保護受給者等就労自立促進事業対象者は除く。）に関する支援期間は、最初の就労日から3か月を超える日（3か月未満で退職した者に対しては、退職確認日）までとする。

（事業の業務分担）

第6条 本事業の業務分担は、次のとおりとする。

（1） 千葉市保健福祉局保護課（以下「保護課」という。）

- ア 本事業の委託者（以下「委託者」という。）は保護課とする。
- イ 本事業に係る受託者との契約、関係機関との協議及び全体調整を行う。
- ウ 本事業に係る各社会援護課との調整を行う。
- エ 本事業の実施状況や目標の達成状況に関する評価、検証及び見直しを行う。

（2） 各社会援護課

- ア 支援対象者の選定及び支援対象者への説明を行う。
- イ 支援対象者の選定に際し、「千葉市被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業実施手順」に定める様式（以下「所定の様式」という）の作成を行う。
- ウ 支援対象者に関することについて、受託者及び関係機関との個別調整を行う。
- エ 支援対象者の求職状況、就労状況の確認を行う。
- オ 支援期間中及び支援終了後、必要に応じて、支援対象者への指導、助言等を行う。
- カ 支援期間中及び支援終了後、支援対象者に対する支援状況等について、保護課の求めに応じて、随時状況報告を行う。

（3） 受託者

- ア 本事業の目的を達成するための事業計画の作成を行う。
- イ 専任の雇用開拓員を配置し、地域企業訪問等を通して求人情報を収集する等、雇用先の開拓業務を行う。
- ウ 各社会援護課に対応した専任の就労支援員を配置し、就労相談、求人情報提供、求職活動指導、面接訓練、就労支援セミナー開催等を行うとともに、就労した者に対し、就労継続のために必要な支援業務を行う。
- エ 生活保護受給者等就労自立促進事業に関係する支援業務を行う。
- オ 支援対象者ごとに、個別の支援内容を検討し、具体的な支援を行う。

カ 支援状況について、支援対象者ごとに所定の様式により、各社会援護課に報告する。

キ 業務期間中、保護課に対して毎月定期的に状況報告を行う。また、保護課の求めに応じて、随時状況報告を行う。

ク 支援終了後、各社会援護課に所定の様式により支援結果の報告を行う。

(実施方法)

第7条 事業実施方法については、仕様書及び「千葉市被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業実施手順」により行うものとする。

(個人情報の保護)

第8条 本事業へ参加する被保護者等の個人情報を受託者等へ提供することについて、所定の様式により、あらかじめ支援対象者の同意を得なければならない。また、受託者及びその従事者は、本事業の実施にあたって知り得た支援対象者及びその関係者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定されているところにより適正な取扱いに留意するとともに、他に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 千葉市被保護者就労促進事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。